

「交差性」について

1 審議会委員の主な意見

(1) 交差する人権課題について

- 交差の組み合わせは多種多様であり、3つ以上の人権課題を抱える方も存在する。
- 交差する人権課題を抱える方は、先入観や思い込みにより、より差別的取り扱いを受ける可能性がある。

(例)

- ・障害のある高齢者は、労働力として期待できない。

- また、交差する人権ごとに、個別の課題がある。

(例)

- ・外国人など、社会的に孤立しやすい立場
⇒他の人権課題を抱えていても、問題が顕在化しにくい。
- ・性的マイノリティの子供
⇒周囲の無理解から声が上げにくいことに加え、発達過程固有の問題がある。
- ・性的マイノリティの障害者
⇒周囲の無理解から、適切なケアを受けられない。
- ・障害のある女性又は高齢者
⇒性的搾取や虐待の対象となりやすい。

(2) 相談窓口について

- 交差する人権課題を抱える方にとって、その解消を図るための相談窓口は複数であり、また、それぞれ独立している。
- 県の関係する相談窓口の連携が必要である。
- また、国や直接住民に接している市町村、NPO や社会福祉法人等の中間支援団体、当事者団体の役割も重要であるため、各機関との連携も必要である。

(例) 被差別部落で障害を持つ女性

人権課題	被差別部落	障 害	女 性(DV 被害)
県担当課	人権推進課	障害福祉課	愛知県女性相談 支援センター

(県庁内関係
課室と連携)

国、市町村、NPO, 社会福祉法人等関係機関との連携

(3) 啓発の必要性について

- 行政が現在の人権課題は交差性を有することを認識することが必要。
- 研修・教育・啓発の推進。

2 県が実施する施策（案）

（1）2025年度

交差性についての周知を図る。

ア 庁内

○職員向け研修において、交差性についての周知を図る。

イ 市町村及び県民等

○「交差性」を人権課題のテーマとする講演会及びワークショップを開催する。

○市町村及び県民・事業者向け研修において、交差性の周知を図る。

（2）2026年度以降

交差性についての認識を深めるとともに、連携、協働の関係づくりを図り、交差する人権課題への対応を行う。

ア 庁内

○交差性に関する啓発や相談窓口の連携の強化等について全庁を挙げて取り組んでいくため、庁内連絡会議にて課題の情報共有を図る。

・交差性に関する啓発が必要である旨を関係課室に改めて周知する。

・既に実施している人権に係る研修やイベント等において、交差性について触れるよう関係課室に促す。

・交差する人権課題の解消に向けた施策の実施を検討するよう促す。

・交差する人権課題を抱える方に対応できるよう関係課室との調整を図る。

○交差する人権課題を抱える方に対応できるよう関係課室の連携協力を推進する。

イ 市町村及び県民等

○県が実施する人権に係る研修やイベント等で交差性を取り上げる。

○事業者に対して、交差性の概念について継続的に周知を図る。

○法務局などの県以外の関係機関や人権擁護委員会、市町村等との連携強化を図る。

・市町村連絡会議において、県内市町村に対し、交差性に係る人権課題の解消に向け連携、協力を依頼する。

○相談に携わる方への研修等により、相談技術の向上を図る。